

# 独占禁止法審査手続についての懇談会における今後の検討の進め方について①

公正取引委員会による独占禁止法違反被疑行為に対する行政調査手続において、次のような防御の意図又は目的に照らして何が必要なのか(必要性の観点)、そして現状の制度を前提とした場合にそれがどこまで可能なのか(実態解明機能に影響を及ぼすおそれがある場合はどのような審査権限の強化が必要か)(許容性の観点)について検討を進めてはどうか。

## 1. 公正取引委員会(その審査官を含む。以下同じ。)に対する、違反被疑事実等に関する適正な主張・反論を実現するための防御

事件関係人が、公正取引委員会による以後の審査手続において独占禁止法違反被疑事実等に関する主張や反論をしていくために必要な防御として論点で挙げられたものの中でどのような方法が適切か検討する。

関連する論点としては、次のものが挙げられる。

- ① 弁護士・依頼者間秘匿特権
- ② 立入検査時における提出資料の謄写
- ③ 供述調書作成時における供述調書の写しの供述人への交付
- ④ 供述聴取時における供述人による供述内容のメモの録取
- ⑤ 行政調査手続に係る制度・運用についての知識の共有等

## 2. 公正取引委員会による調査を現に受けている者(事業者又はその役員若しくは従業員)への適時適切な助言等による防御

事件関係人である事業者又はその役員若しくは従業員が公正取引委員会による調査を受けている場面において、適時適切な助言又は法的支援を受けられるようにするために必要な防御として論点で挙げられたものの中でどのような方法が適切か検討する。

関連する論点としては、次のものが挙げられる。

- ① 立入検査時における弁護士の立会い
- ② 供述聴取時における弁護士の立会い
- ③ 行政調査手続に係る制度・運用についての知識の共有等

# 独占禁止法審査手続についての懇談会における今後の検討の進め方について②

## 3. 公正取引委員会による不当な調査が行われないための防御及びその担保手段等

公正取引委員会による不当な調査が行われないために必要な防御や、公正取引委員会による調査の当不當を争う手段として論点で挙げられたものの中でどのような方法が適切か検討する。

関連する論点としては、次のものが挙げられる。

- ① 立入検査時における弁護士の立会い
- ② 供述聴取時における弁護士の立会い
- ③ 供述聴取過程の検証可能性の確保
- ④ 供述聴取時における供述人による供述内容のメモの録取
- ⑤ 行政調査手続に係る制度・運用についての知識の共有等

以上